

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（481）

2. 日時：令和5年3月31日 13時30分～15時20分
15時30分～15時45分
15時50分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官※、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、
大塚安全審査官、上田審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力安全推進グループリーダー、他14名
原子力事業統括部 泊発電所 発電室 副長※、他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等（SAT101 r. 5.0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】（SA44 r. 4.2）
- （3）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等（SAT101-9

r. 5. 0)

- (4) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2. 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44-9 r. 4. 2)
- (5) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)
- (6) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等
- (7) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- (8) 泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 技能1.1 /第四十四条
- (9) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等(SAT113 r. 4. 1)
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2. 13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備【56条】(SA56 r. 4. 1)
- (11) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r. 4. 1)
- (12) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2. 13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備【56条】(SA56-9 r. 4. 1)
- (13) 泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト 技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等
- (14) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等(SAT113 r. 4. 1)添付資料 1.13.24 可搬型大型送水ポンプ車の水源選択に係る方針
- (15) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価(SAE9 r. 6. 0)
- (16) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価(SAE9-9 r. 6. 0)
- (17) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価)

- (18) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価
- (19) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 付録2「原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価」
- (20) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第31条 監視設備(DB31 r. 8. 0)
- (21) 発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第31条 監視設備(DB31-9 r. 7. 0)
- (22) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第31条 監視設備)
- (23) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第31条 監視設備
- (24) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 17 監視測定等に関する手順等(SAT117 r. 7. 0)
- (25) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)2. 17 監視測定設備【60条】(SA60 r. 7. 0)
- (26) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 60条(SA60H r. 8. 0)
- (27) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 17 監視測定等に関する手順等(SAT117-9 r. 7. 0)
- (28) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2. 17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r. 7. 0)
- (29) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r. 2. 0)
- (30) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等)
- (31) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等
- (32) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第60条 監視測定設備)
- (33) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第60条 監視測定設備
- (34) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への基準適合について 第六十条(監視測定設備)(審査会合における指摘事項回答)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁アキモトですそれでは本日のヒアリングを開始します泊3号炉の、行って手順と設備関係だったりし、
0:00:15	C V温度圧力、
0:00:18	まずは1.1と44条から説明始めてください。
0:00:26	北海道電力の藤田です。
0:00:28	それでは1.1とSN44条2回目のヒアリングということでよろしくお願 いします。本日、パートですね、もうお持ちしておりますけども、これ は他と、
0:00:39	同様でございますので説明の方は割愛させていただきます。
0:00:43	それでは説明を元の方からさせていただきます。
0:00:51	北海道電力の藤でございます。技術的能力1.12回目について説明させ ていただきます。
0:00:58	1回目なんですけれども、ヒアリング時に、コメント等ありませんでし たので、資料1-6。
0:01:06	記載適正化リストを使用してまず1回目から修正した。
0:01:11	修正した概要を説明させていただきます。
0:01:16	資料1-6、3ページお願いします。
0:02:24	そしたら資料1-6の3ページお願いします。
0:02:32	ナンバー16とNo.17ですが、こちら発電課長から運転への指示、あと運 転から発電課長への報告について、各手順、
0:02:44	明確に追記しましたといった内容になっております。
0:02:48	それと、次に5ページ、よろしくお願いします。
0:02:55	ナンバー34と35ですが、こちら、44条からの1回目のヒアリング時 に、コメントいただいてました。概要図の修正ですけれども、
0:03:07	こちら技術的能力1.1についても同様の範囲が必要でしたので修正しま した。
0:03:14	という内容になっております。
0:03:16	1回目からの修正点については以上となります。
0:03:23	次に1回目のヒアリング時、提出できていませんでした、添付資料につ いて説明させていただきます。
0:03:30	添付資料ですが、対応手段等は、同等であります。大井さんとの理論表 で作成してます。
0:03:39	大井さんとの2連表で作成しているんですけれども、図面構成等につい ては、女川さんの審査実績、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:48	参照して比較して作成しております。
0:03:52	また、成立性等についても、作業場所等の充実、記載している内容については反映して作成。
0:04:00	作成しております。
0:04:02	こちらについては、詳細については、比較書す。
0:04:06	最後についてますステータス整理表に記載しております。
0:04:12	添付資料における、大井さんとの相違点ですが、本文同様ですが、
0:04:20	対応人数の相違、
0:04:21	あとシングルプラントとツインプラントの相違、あと、
0:04:26	スリーループとフォーループの設定値の層位。
0:04:30	あと有効性評価の解析結果の相違となっております。
0:04:35	最後に大変申し訳ございませんが、修正する部分があくつか、
0:04:40	ありますので
0:04:43	説明させていただきます。
0:04:45	資料1-3比較表ですけれども、15ページお願いします。
0:05:03	こちら黄色でハッチングしてそういう理由新たに追加したんですけれども、
0:05:09	伊方川内玄海と同様である等に、という言葉が入ってますがこちら誤記ですので、
0:05:16	次回削除したいと思います。
0:05:22	次に50ページお願いします。
0:05:54	原子炉出力抑制カッコ自動の初段のところの解釈対応番号なんですけれども、こちら、①、②、⑤と書いてますが、
0:06:06	こちら正しくは①⑤⑥となりますので、こちら次回修正させていただきます。
0:06:14	また、次のページの1.1-51ページなんですけれども、
0:06:22	原子炉出力抑制、括弧で動の初段の方なんですけど、
0:06:27	こちら解釈対応番号、①、②、⑤と記載しているんですけども、
0:06:33	①、③、⑤が、ただし、
0:06:38	対応番号となりますので修正します。
0:06:43	あと最後に、次の52ページになります。
0:06:50	電源構成図ですが、こちら、女川を比較して作成したんですけれども、
0:06:57	添付の目次ですね、タイトルですね。
0:07:01	対応初段として選定した設備の電源構成図というこの添付のタイトルが、抜けてましたので、次回、反映いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:12	不足等ありますが、説明については以上となります。
0:07:24	すべて本店、本店側より、44 条側の説明をさせていく。
0:07:32	ちょっと待ってください。
0:07:36	技能だけ先に。
0:07:39	終わってから、S Eが行きますんで、少々お待ちください。
0:07:43	下がりました。
0:07:56	規制庁アキモトでそれでは確認に入ります。
0:08:01	あれ、今の 1.1 の 50 ページの
0:08:06	対応番号が、
0:08:09	1、12 号じゃなくて何だったんだっけごめんなさいちょっと聞き漏らした。
0:08:16	北海道電力能登でございます。①、⑤、⑥となります。
0:08:40	後、
0:08:56	1.1-51 ページ。
0:08:58	の、原子炉出力抑制括弧てどうという方ですね。
0:09:03	こちらが①、③、⑤となります。
0:09:11	規制庁秋本です。わかりましたそれって、
0:09:14	これ多いと。
0:09:16	ごめんなさいこれは何だ。田尾中岡、女川ってるんですね。
0:10:06	店長秋本ですとりあえずはだから、基準適合の番号は、何ていうんでしょう。その先行PWRと、番号 I I か。
0:10:17	先行PWRとは変わりはないっていう理解でいいですかね。
0:10:22	北海道電力の藤でございます。ご認識の通りで問題ありません。
0:10:34	規制庁秋本です。わかりました。それで、
0:10:39	前回ちょっと気づかなかったんですけど、
0:10:43	1.1-43 ページ。
0:10:48	見ていただいて、
0:10:52	よくよく見てたら (1) の指導による減少研究停止のタイムチャートなんですけど、
0:11:00	江藤植野。
0:11:04	前中央制御室の日等の終わる時間なんですけど、
0:11:11	24 分、
0:11:14	15 分ぐらいなんすかね。
0:11:18	DBさんは 24 分で、
0:11:22	これって何でずれてるんでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:26	北海道電力の藤でございます。こちら、少々お待ちください。
0:11:44	1-1 の 14 ページをお願いいたします。
0:11:59	こちらに原子程度による原子炉緊急停止の手段が、操作手順が載っているんですけども、
0:12:07	とですね、④番の数、手順ですね。
0:12:12	中央制御室で程度性予防程度操作によって制御棒挿入していくんですけども、
0:12:20	それと並行して、④のすいません⑤番ですね。
0:12:26	運転員の現場は、実際に現場で操作をしていくんですけども、
0:12:31	④の制御棒の実際に程度で操作していくと、
0:12:37	性要望がず、すべて挿入終わるまでの時間が、
0:12:41	現場の終了時間と実際に違うという状態です。
0:13:47	規制庁アキモトですこれを何で言ってるかっていう当選 5P をちょっと前、見見比べてたら、ここって終わる時間が全部一緒だったんですね。全部って、ちょっと全部見たのがちょっと、あんまり覚えてるんですけど少なくとも大岩。
0:14:06	一緒に、
0:14:08	なんでこれがずれるのかがちょっといまいち伺ってないんですけど。
0:14:14	北海道電力の藤でございます。④の操作で中央制御室員が、制御棒を手動でずっと操作挿入しているんですけども、
0:14:25	途中で⑤の手段、または⑥の手段に成功すればその時点で制御棒はすべて落ちるんですけど、
0:14:34	現場の操作、⑤、⑥が、
0:14:38	現場の状況によって、できなかった場合ですね。
0:14:42	てなると、④の操作で制御棒を入れてくる形になるんですけども、
0:14:47	そうなった場合は、制御棒としては、実際、
0:14:52	現場よりも 1 分長い、25 分かかるといった状態です。
0:14:59	じゃあ、規制庁アキモトでそれでじゃあ、大井との差は何なんですか。
0:15:25	この短時間では制御棒はすべて済んで、
0:16:16	北海道電力の藤田ですけども、
0:16:20	大井さんは多分、現場で、
0:16:23	その成功した。
0:16:24	時点で、タイムがストップしてるってということなので、その同じ考え方に従えば我々も 24 分で完了ってのは、合わせられます。
0:16:35	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:12	規制庁秋元ですこの右旋この同じようなやつで先行Pで同じような感じになっているんですか。その一部ずれ、
0:17:32	北海道電力能登でございます。先行のPWRですが、すべて現場操作完了と、一応のて、
0:17:40	制御棒逡増操作は、時間がすべて一致している状態となっております。
0:17:58	北海道電力の藤田です。
0:18:00	すいませんちょっと私もよく見えてなかったんですけども、これ、PWRがそうであるなら、当然同じにすべきだというふうに私も私は思いますので、ここちょっと修正させてください。
0:18:16	規制庁アキモトですわかりました。
0:18:18	ちょっと
0:18:20	変更見てどうしてもう設備の違いだったりがあって、
0:18:25	考え方変えなきゃいけないところがあれば別にそれはしょうがないかなとは思いますが、これは多分、変える必要はないはずだと思うんで、
0:18:35	よくよくちょっと全厚見て記載の検討していただければと思います。
0:18:43	はい。承知いたしました。
0:22:43	規制庁アキモトですそれではじゃあ44条の設備の説明をお願いします。
0:22:54	本店、
0:22:56	いいですよ。
0:22:58	はい。
0:22:59	はい。
0:23:00	北海道電力の林です。それでは44条の説明をさせていただきます。本日は、前回のヒアリング時のコメント回答をさせていただきます。
0:23:11	資料は、援護課の出口です。ヒアリングさせていただきます。この資料になります。
0:23:18	前回いただいたコメントで、系統図ですね系統図につきまして、先行実績に比べて、記載、
0:23:28	内容が劣っている部分が前回ございましたのでそういった部分につきまして先行と同等以上の記載になっていることということでコメントいただいております。
0:23:38	こちらにつきましては、まとめ資料で言いますと言いますと、
0:23:48	資料1-2の44のA4、
0:23:53	37ページ以降の系統図に反映させていただきますして、先行の系統で改めて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:01	すべて確認を載せさせていただきまして、不足していた記載についてすべて追記させていただいております。
0:24:09	またこのコメントに合わせまして、
0:24:12	前回のご指摘の中で、自習の設備について、44条側の資料に記載するかしないかという点についても、あわせてご指摘ございましたけれども、こちらにつきましては例えば、ページで言いますと44-41ページに、
0:24:29	ご覧いただきますと、こちらに高圧注入ポンプのライン、こちらが自主のラインになりますけどこちらについては、
0:24:37	機械を残すこととさせていただきました。理由といたしましては、先行のPWRにつきまして、この実施のラインも、設備側の系統図に記載しているという状況でございますので、
0:24:49	こちらは先行のPWR実績を踏襲して、自主のラインについても、系統図上には記載した上で、SA設備のラインは、太字とすることで、明確にお示しするという方針にさせていただいております。
0:25:04	コメント回答につきましては、以上になります、
0:25:07	その他、資料1-7になりますけれども、記載適正化リストということで、何点かご説明をさせていただきたいと思っております。
0:25:17	資料としては比較表1-4、資料1-4と、併せてご覧いただければと思います。
0:25:25	まず、比較資料1-4でいきますと、44-2ページのところに黄色ハッチングしている箇所がございます。
0:25:35	こちら、コメント、
0:25:37	リストには残っておりませんでしたけれども、前、前回のヒアリングにて、女川さんが、制御棒駆動機構をSA設備の主要な設備としてエントリーしている。
0:25:50	一方で泊がエントリーしていないことについて、理由を衛藤井浦に記載することということで、
0:25:58	ご指摘、ヒアリングの中ではいただいておりますので、黄色ハッチング部分におきまして、泊の場合は原子炉トリップ遮断器を開放するという操作だけになりますので、
0:26:10	営業部駆動機構の動作はらないということを明記させていただきました。
0:26:16	それから、次のページ、44-3ページになりますけれども、このページに限らず、複数のページに登場するんですけれども、一次冷却系の系と

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いうところを黄色ハッチングしております前回ここ一次冷却設備というふうに、
0:26:32	記載しておりましたけれども、そこが大井さんとの間で差異になっておりまして、こちらが実は出す必要のない際であったところは
0:26:43	設備のことをさせたいのではなくて、一次冷却系から二次冷却系の除熱ということで、
0:26:50	そういった現象論、一次冷却系ということで、ご説明をしている文章になりますので、設備ではなくて、系一次冷却系から二次冷却系というのが正しい記載だったということで修正させていただいております。
0:27:06	それから少しページ数飛びまして、比較表でいきますと44-31ページになります。
0:27:15	こちらにつきましては、
0:27:20	充填ポンプの型式について、大井さんと泊とで、型式に差異があるというところで、赤字で設備が違いがありますとしていたんですけれども、
0:27:32	そういう理由欄の解説が不十分であったというところで、改めて記載を充実させていただいたものになります。前回のヒアリングの中でも口頭ではご回答しておりましたけれども、
0:27:44	大井と泊との間では差異があるんですけれども、その他の先行Pとの間で言いますと、泊とその他先行Pはすべて、同じ型式の充填ポンプ、
0:27:56	すべてが渦巻型というのを採用しておりますして、むしろ、大井さんだけが特別に1台だけ往復動式を採用しているというのが実態になりまして、まとめりとしては、大井を除くその他のPと、
0:28:10	同じ設計ですというのをそういう欄で明示した上で、
0:28:16	大井がなぜこういった形を採用しているのかといった背景と、ただし記載がありますけれども、葛巻型であっても不動式であっても、
0:28:26	どちらでも、きちんと流量調整等、問題なくできますということを追記させていただきました。
0:28:33	主な前回からの修正点は以上になりまして、1点だけ
0:28:40	訂正させていただければ、なければならぬことがあるのが、資料の1-7の記載適正化リストなんですけれども、こちらのすいませんこのリストに、すいません一つ。
0:28:52	誤りがありましてリストのナンバー3番で、
0:28:57	44-13ページで記載を適正化しましたということを記載しているんですけれどもこちらの修正しようとした行為自体が間違いでして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:08	修正をしておりません。実際のまとめ資料側では資料、修正していないもので、まとめ資料をお示ししておりますこちらのリストから削除するのを示したものでございます大変申し訳ございません。
0:29:24	説明は以上になります。
0:29:35	規制庁秋本ですわかりました。
0:29:37	それでは私からは、1点だけなんですけど、設備の今回 1.1 は、
0:29:46	添付がついて、これでフルスペックっていう理解でいいですね。
0:29:51	で、44 条は、まだ全部資料ができてないっていうりかいいですか。
0:29:58	齋藤電力の話で大変申し訳ありません本日はお示しできておりませんで、4 月の
0:30:06	2 週目頃をめぐりにご提出させていただきたいと考えております。
0:30:46	規制庁秋本です。わかりました。それとあと、あれですねそうだ、1 個確認したかったのが先ほど示していただいた
0:30:54	図面なんですけど、
0:30:56	図面に凡例を入れていただいたんですけど、これは入れてもいいんですか何か今までのルールだと。
0:31:05	手順の方に書いて、
0:31:07	設備は書かないん。
0:31:09	原発になるんですかね。わからないんですけどっていう意図なのかと認識してたんですけど。
0:31:17	書きちゃって、もういい。いい感じですか。
0:31:23	北海道電力の林です。
0:31:27	今回
0:31:29	まとめ資料ということで前回のヒアリングの中で、私が系統について説明する際に 44 条側の資料に凡例がなくて、非常に説明がわかりにくくなってしまったというような実態がございましたので、
0:31:44	まず、今回 4 条の説明をするまとめ資料においては、こちらの資料に凡例が書いてなければヒアリングでの説明が、
0:31:55	スムーズにはいかないのかなというふうに判断して、今回すべて付けさせていただきます。最終的に設置許可の補正書の段階で、この判例を
0:32:08	今つけるかどうか、別のページでまとめて、
0:32:15	判例を示した上で以降の系統の判例をつけないのかについては、改めて全体を整理してからご回答したいと思っております。
0:32:27	ちょっと補足します北海道電力田口です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:30	前回ご指摘いただいたのが44条だと、制御系の航路の話が結構系統図の中に盛り込まれていて、その判例っていうのは許可の方では、
0:32:41	個別に示すことになると思ってます。ただ、一方各ページについて系統のバルブがどういうものですかというの、
0:32:50	許可の最初の方で凡例のページがあってそこで示すような形になるだろうという整理になる。
0:32:56	ことになります。
0:32:58	今回、この系統図の方の載せようか載せないかっていうところなんですけども、前回、凡例がないのでよく
0:33:06	わからないようなところもあったので、44条はとりあえず全部載せて、
0:33:10	今回ご説明しようと思ってこの形にしております。ただ他のところで、制御系の話が出てこないようなところ、そこは
0:33:18	もう最初の許可の凡例で1ページで示すような形に合わせて、
0:33:23	個別のものは載せていないの形で今作っております。
0:37:53	規制庁秋本ですわかりました作業の関係で、ということでは理解しました。
0:38:01	そうしましたら次の
0:38:05	ものに行きたいと思うんですけど、次は、
0:38:08	何ですか。
0:38:14	はい、北海道電力の藤田です。では引き続き、水源側、技術的能力1.13と、
0:38:21	正常分の50、
0:38:23	6条。
0:38:24	について、1回目になりますけどもご説明させていただきます。
0:38:28	あと
0:38:30	技能の方ですね資料一つ実績能力のほう、添付資料の1.13.24というのを、
0:38:37	これだけなんですけども添付資料、お付けしてますこちらも使いながらご説明させていただきたいと思います。説明の方は、西川から、
0:39:00	北海道電力西川でございます。A、
0:39:04	技術的能力1.13、ヒアリング1回目について、資料2-3比較表にてご説明させていただきます。
0:39:14	まず資料2-3の比較表を説明するに当たりまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:19	資料 2-5、記載適正化予定リストにまとめてございますが、誤記や同業実績のプラントの記載が不足等が数多くありまして、申し訳ございませんでした。
0:39:34	次回の提出時に反映して修正いたします。
0:39:39	それでは資料 2-3 の比較表のほうを用いてご説明いたします。
0:39:46	取りまとめた資料の 1 ページをお願いいたします。
0:39:52	女川 2 号炉のまとめ資料と比較した結果、1. 13 については資料構成、大木空、従来から見直しております。
0:40:04	目次の方を確認しながらご説明したいと思っておりますので、
0:40:08	1. 13-1 ページ、お願いいたします。
0:40:14	こちら 2 対応手段と、設備の選定の目次。
0:40:20	になります。泊の方は、従来は、大井さんのように、蒸気発生器や原子炉容器、
0:40:29	などの
0:40:31	注水代表。
0:40:33	ごとに手段を整備しておりましたが、
0:40:35	今回、女川さんの審査実績を踏まえまして、
0:40:40	資料構成を見直して、水源ごとの整理としております。
0:40:46	制限の利用と補給と、あと水源の切り換えの三つの大項目に分けて、
0:40:54	手段を整備する方針に変更してございます。
0:40:58	この三つの大項目についてご説明していきます。
0:41:02	初めに、水源の利用に関してですが、
0:41:08	水の利用については技術的能力の各条文にて、整備されている対応手段や手順、
0:41:16	を引用して記載しております。
0:41:19	こちらについては技術的能力の各条文にて比較を行い、ご説明を今後させていただきます。
0:41:28	また、今後ご説明予定の技術的能力の 1. 41、
0:41:35	6、あと 1.7。
0:41:38	に関わる内容に関しましては、各条文で、今後のヒアリング結果の方、
0:41:44	等を、
0:41:46	については、技術機能力の 1. 13 の 2 回目のヒアリングまでに適切に反映して参ります。
0:41:55	続きまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:58	資料構成多いとかなり異なる状態となっておりますので、水源の補給について、大井さんと同等であることを、
0:42:07	概要図のほう確認しながら、ご説明したいと思います。
0:42:13	またPWRの場合ですと、一次冷却系の水源として、燃料取替用水ピット、
0:42:21	あと二次冷却系の水源として補助給水ピットございますので、それぞれに対して補給手段、
0:42:29	およそ整備しておりますので、そこについてご説明いたします。
0:42:35	ページ大きく飛びまして、1. 13の455ページお願いいたします。
0:44:06	まず初めに、燃料取替用水ピットへの補給手段についてですが、
0:44:14	455ページの方で、大井さんの方は復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する手段を整備しております、
0:44:26	泊の方は、大井さんの方が、その補給元である復水ピットへ、各水源から補給する手段、
0:44:37	を整備しております。
0:44:39	泊の方では、燃料取替用水ピットへ各水源から直接補給する手段を整備しております、可搬型大型送水ポンプ車を用いて、
0:44:52	代替給水ピット、原水槽、海
0:44:56	との複数の水源から補給可能な設計となっております。
0:45:01	本件につきまして取りまとめた資料の、
0:45:04	大貫さんとの層位の設備の相違⑥として記載しておりますが、
0:45:11	女川2号炉の復水貯蔵タンクへ直接する。
0:45:15	直接補給する手段整備してございますので、同様でございます。
0:45:22	続きまして、1. 13-466ページお願いいたします。
0:45:33	小チラーは、
0:45:35	ろ過水タンクからのエントリー、燃料取替用水ピットへの補給手段の概要図でございますが、こちらも大井さん。
0:45:45	と、同等の手段を泊も用意しているものとなります。
0:45:51	続きまして、1. 13-468ページお願いいたします。
0:45:58	この468ページと、
0:46:01	2ページ後の470ページの方に、
0:46:06	一次系ジュース純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給手段、
0:46:11	の概要図示しておりますが、こちらについても大石さんと同等の手段を泊が泊も整備している状況です。
0:46:20	続きまして1. 13-472ページお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:27	こちらについては、二次系純水タンクを水源とした。
0:46:34	燃料取替用水ピットへの補給でありましてこちらは大井さんと同等の手段を泊も用意している。
0:46:41	整備しているものとなっております。
0:46:46	続きまして474ページお願いいたします。
0:46:51	こちらは、一次系純水タンク等、ホウ酸タンクの混合水を、
0:46:58	燃料取替用水ピットへ補給する手段でございますが、こちらについても小口さんと同等の手段を泊も整備しております。
0:47:07	燃料取替用水ピットの補給については、以上でして続きまして補助給水ピットの補給ですが、476ページをお願いいたします。
0:47:20	こちら大井さんの方が、送水車による補給手段、整備しておりますが、泊の方も大型可搬型大型送水ポンプ車、
0:47:31	による補給手段整備しておりまして、複数の水源から補助給水ピットへ補給することが可能な設計となっております。
0:47:41	続きまして、1. 13の483ページ。
0:47:47	お願いいたします。
0:47:52	こちらの方は、
0:47:54	大井さんの方が、ナンバー3淡水タンク、
0:47:58	それから重力注水で補給する手段、整備しております。
0:48:04	泊の方は、二次系純水タンクから、二次系補給水ポンプを使用して補給する手段を整備しておりまして、
0:48:14	重力注水による補給等、ポンプを使用した補給という点では相違はございますが、
0:48:21	淡水を有したタンクから補給スルー手段を整備するのは大井さんと同様の方針でございます。
0:48:30	越、続きまして水源の切り換えの方でして、1. 13-400、
0:48:37	87ページお願いいたします。
0:48:42	この水源の切り換えにつきましても燃料取替用水ピットと補助給水ピット、それぞれ切り換え手段に大石しておりまして、487ページの方は、
0:48:52	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへ切り替える手段でございますが、
0:48:59	泊は、代替格納容器スプレイポンプ、
0:49:03	の水源をて戸部にて燃料取替用水ピットから補助給水ピットへ切り換えいたします。
0:49:12	大井さんの方は手動弁当ディスタンスピース。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:16	の方を用いまして、水源の切り換えを実施するという手順を整備してございます。
0:49:24	で取りまとめた資料№大井との設備の相違 22 でも記載しておりますが、
0:49:31	泊はて答弁での切り換え、大井さんはディスタンスピースでの切り換えという相違がございます。
0:49:38	1. 13-492 ページへお願いいたします。
0:49:45	こちらは、林道補助給水ポンプ、あと、タービン動補助給水ポンプの水源の切り換えでございますが、
0:49:53	大井さんは電動弁で、復水ピットから、
0:49:58	ナンバー3 淡水タンクへ水源を切り替える手段を整備してございます。
0:50:03	泊の方は、て答弁にて補助給水ピットから、
0:50:09	二次系純水タンクへ切り替える手段を整備しております。
0:50:15	ここまでが、構成の概要の説明でございまして、最後に、可搬型大型送水ポンプ車の水源の選択に関わる方針について、
0:50:27	添付資料を用いてご説明したいと思います。
0:50:33	北海道電力古谷でございます。
0:50:35	資料番号で左側に、資料 2-6 と記載してございます。
0:50:42	添付資料 1-13-24 で、
0:50:46	大型送水ポンプ車の水源選択の考え方真帆核に関わる方針をまとめてございますのでご説明いたします。
0:50:55	こちらについては平成 28 年 10 月 27 日の 411 回の審査会合の方で、
0:51:03	水源選択喰うの考え方についてご指摘をいただいておりますのでその会合でご回答した資料になってございます。
0:51:12	その資料を基本的に方針は変えずに再内容を最新化したものでございます。
0:51:20	1、下の方にページ数が書いておまして、1-13-1 ページのところの、
0:51:27	一段落目の真ん中あたりにですね、単制限と海、複数の水源を利用できるようにですね、可搬型大型送水ポンプ車を、
0:51:38	配備しておりますのでその制限の選択の考え方を整理したという状況でございます。
0:51:44	5 ページの方にですね、
0:51:48	音声等がありますので、絵をちょっと見ていただきながらご説明したいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:55	1-13-5 ページのところに、原子炉容器、格納容器、蒸気発生器、こちらに直接送水ポンプ車で注水するという手順について整理してございます。
0:52:08	こちらについては
0:52:11	の少し上のところの文章ですけれども、減少容器等に直接注水するという手順になりますので、
0:52:20	制限の注水を中断することなく継続することが重要というふうに考えてございまして、基本的には海を優先していきます。
0:52:30	下の絵については、青井都丸一番上に、Dと高台にある
0:52:38	埋め込み資金というか、水素ですね、が大体給水ピットということで31円盤にある470立米程度の小さな水源になります。
0:52:50	③番の緑字、緑色になっておりますのが10メートル盤にあります。1期5000万単位で5000立米ぐらいある。
0:53:00	少し大きめの推移になりましてこれが2基あるんですけども、減衰層と呼んでおりますのも、この水源の優先順位を書いております、
0:53:11	優先順位は右側の矢羽根に書いておりますが、基本的に海、高台水源の檀代替給水ピット。
0:53:19	原水槽という順番です。
0:53:21	使いますという、にしております。
0:53:25	次のページの6ページ目なんですけれども、
0:53:30	こちらは、
0:53:31	補助給水ピット等燃料取替用水ピットへの補給の考え方を改めております。
0:53:38	で、ポツとしまして炉心損傷防止が図れる場合についての説明を記載しております。
0:53:47	衛藤送水ポンプ車については、有効性評価で、必要な調整流量を十分あり得る送水量を持っておりますので、
0:53:56	補助給水ピットや燃料取替用水ピットに正常所ですね、水水を上げながら、
0:54:05	補給することが可能でございますので、
0:54:09	炉心損傷が図れる場合は淡水を優先するという考え方でございます。
0:54:13	あと下側に絵がありまして、補助給水ピット年と、燃料取替用水ピットの矢羽根が書いておりますがこちらの大きい短制限である原水槽、
0:54:26	次が高台の淡水、そのあとに海という順番にしてございます。
0:54:33	7ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:37	こちら補助給水Pと燃料取替用水ピットに補給する場合の、
0:54:43	炉心損傷に至るような場合についての考え方ですけれども、
0:54:49	こちらについては屋外作業になりますので、作業員の被ばくが本
0:54:56	多くなりますので、作業量を減らすという意味で海を最優先に使っていき
0:55:03	ます。
0:55:03	下の絵には、海高台の2番の代替給水ピット原水槽という順番で使って
0:55:12	参ります。
0:55:12	8ページには、使用済み燃料ピットへの注水スプレーについての考え方
0:55:21	を書いてございます。
0:55:21	あと使用済み燃料ピットの注水についても、送水ポンプ車は中、蒸散量
0:55:30	を上回る送水能力を持っていますので、
0:55:30	まず丹水源から使っていくということと、
0:55:35	使用済み燃料ピットへのスプレーについては、中断することなくスプレ
0:55:45	イをし続ける必要がありますので海を優先して使うという、
0:55:45	考え方にしてございます。
0:55:48	次ページの9ページに、
0:55:51	有効性評価。
0:55:55	お示ししてる制限。
0:55:58	確保の手順がありましてその考え方を整理してございます。
0:56:03	表がありますスターの段落のところに、有効性評価における事故シーケ
0:56:13	ンスのうちというふうな文章ですけども、
0:56:13	全交流動力電源を想定する事故シーケンスについては夜間休日の限られた
0:56:23	要員で対応して参りますので、電源確保や、
0:56:23	原子炉への注水自然対流冷却等多岐にわたる対応を行いますので、要員
0:56:36	を限られている時間も限られているという状況で、そういう場合には海
0:56:36	を選択するというような、
0:56:39	考え方にしてございます。
0:56:39	次の段落に、技術的能力1.13では説明書通り単制限の手順を整備しま
0:56:48	したが、
0:56:48	有効性評価のような状況では海をためらうことなく選択できるように、
0:56:58	手順書の方に整備するというふうにご考えてございます。
0:56:58	説明については以上になります。
0:57:07	規制庁秋本ですそれでは確認に入りたいと思います。
0:57:13	今の、
0:57:14	添付資料の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:16	2. 13-24 からなんですけど、
0:57:21	これは、
0:57:24	この考え方っていうのは、基本的に先行と先行Pとはどうなってるんですか。
0:57:34	宮でございます。
0:57:36	先行PWRとは
0:57:39	違いまして泊独自の水源選択の考え方ございまして、この辺りを審査会合でご説明させていただいたということでございます。
0:57:50	先行PWRは基本、基本的に丹水源から使っていて最終的に海を使うということになっております。我々の
0:58:02	有効性評価も踏まえて、作業員等の被ばく等も踏まえて、水源をどういうふうに使っていくのか、
0:58:13	中断させないように注水していくことも踏まえて、海を基本的に優先していくような手順が必要だというようなところも考えて、整理さしたと。
0:58:28	ということでございます。
1:09:15	労働電力不良でございます。
1:09:17	送水ポンプ車の制限の考え方については審査会合でご説明した内容ですが、けれども、現状先行審査実績もかなり積み上げられている状況ですので、ちょっと先行、
1:09:32	その状況を踏まえまして、
1:09:35	手順着手の判断基準とか、送水ポンプ車のその水源の考え方を、
1:09:41	整理して、
1:09:43	検討したいと思います。以上です。
1:09:48	成長秋本ですわかりました。その検討結果を待ちたいと思います。
1:09:54	で、
1:09:57	日英と比較表の 1.13 の 245 ページ。
1:10:04	いいですか。
1:10:07	これちなみになんですけど、主蒸気の操作はから始まる操作の成立性の枠で、3行目と回数を用いた大型送水ポンプ車ってなってるじゃないですか。
1:10:20	ちなみにこれ
1:10:22	記載適正化予定リストを見てみたんですけど、これ入ってなかった。
1:10:30	245 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:33	北海道電力西川でございます。申し訳ございません。こちらリストの方からも少し抜けておりました。正しくは可搬型大型送水ポンプ車による、
1:10:46	が正しい記載になります。すいません社、
1:10:49	綾部。
1:11:29	ダイドードリンコの藤田ですけども。
1:11:31	もう1回しっかりとチェックさせていただきたいと思います。
1:11:37	一応秋本でそれで1.13-483 ページで、先ほど説明で
1:11:45	重力注水のお話を、
1:11:48	大井はあるんですけどっていう話をさせていただいたんですけど、重力のやつっていうのは、
1:11:58	他社はどうなってるんですか泊ぐらいがないっていう状況ではなくて他社も別にポンプでやってるんですっていう理解でいいんですかね。
1:12:27	少々お待ちください。
1:12:40	北海道電力西川でございます。
1:12:46	取りまとめた資料の5ページをお願いいたします。
1:12:52	5ページの方の数、大分の設備の相違、
1:12:56	11番の方で、重力注水動ポンプについて触れておまして、
1:13:03	二次系純水タンクから補助給水ピットへの補給手段において、ポンプを使用するのは、高浜34号炉と、
1:13:13	同じとなります。以上です。
1:13:42	規制庁秋本ですわかりましょう。
1:13:45	その他、水源手順、いかがでしょうか。
1:13:52	規制庁の方に1.13の、
1:13:55	表紙をお願いしたいんですけど。
1:13:59	ここまだ収束2っていうのが、
1:14:04	残っているのでそこはちょっと、
1:14:09	伴修正お願いします。
1:14:14	北海道電力西川でございます。申し訳ございませんこちら、修正いたします。
1:14:21	以上です。はい。規制庁片桐ですあと、1.13の比較表の15ページお願いします。
1:14:36	一番下の段落で重大事故等時において、
1:14:41	補助給水ピットを水源として利用できない場合は燃取ピットを水源とした

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:48	注水云々かんぬんって書いてるんですけど、これって何か女川の公募に寄せに行って何かおかしいことになってるような気がするんですけど。
1:14:59	そこはいかがでしょうか。
1:15:10	あと北海道電力不良でございます。補助給水ピット制限として利用できない場合はのところなんですけど二次側での冷却ができなくなって、一次側での注水。
1:15:22	に、を行うという意味合いで少し変え、意味合いで書いたところもあるんですけども、この辺り
1:15:31	この
1:15:32	全体少し、もう1回見直せですね、表現の方については検討したいと思います。
1:15:44	計上ができるお伺いしました。あと1.13の23ページお願いします。
1:15:57	下が増し、真ん中よりちょっと下のところろ過水タンクを水源とした格納容器内での冷却でっていうのと、
1:16:06	その下に格納容器内の除熱でっていうのがあってこれって、
1:16:11	冷却と除熱ってどういうふうに使分けしてるんでしょうか。
1:16:17	北海道電力西川でございます。
1:16:20	とマリーにおいては、
1:16:24	格納容器へのスプレイの原子炉格納容器内へのスプレイの手段を、
1:16:32	技術的能力の1.6と1.7にそれぞれ手順を整備しておりますて、
1:16:39	原子炉格納容器内の冷却といった表現を用いているところが、1.6で整備している対応手段や設備を記載しておりますて、
1:16:52	原子炉格納容器内の除熱と記載している方が、
1:16:57	技術的能力の1.7でお示ししている。
1:17:01	対応手段や設備を記載している形となっております。
1:17:08	規制庁がいいです。
1:17:10	そこで、そういう呼び名を使っているということです。1.6とか1.7ですこういう呼び名になってるっていうことです。
1:17:20	北海道電力西川でございます。はい。1.6と1.7とは整合がとれている。
1:17:27	記載となっております。
1:17:29	了解しました。次へと1.13の
1:17:35	37ページをお願いします。
1:17:45	下に両括弧のJAがあって、ホウ酸タンクを制限とした云々かんぬんだって、ここの一行目って重大事故等の収束に必要なになる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:57	ていうふうのかなっていうのがちょっと気になったんですけど。
1:18:14	北海道電力西川でございます。
1:18:17	こちらの表現、翁長さんに合わせてちょっと記載しておりましたが、
1:18:24	条文、昨年改正かかっておりますのでちょっと記載について見直したい と思います。以上です。了解しました。跡継ぎ 1.13-43 ページをお願い します。
1:18:43	地震の代替給水ピットの理由、理由
1:18:47	ですけど、
1:18:49	あれってこれから作るやつ。
1:18:52	なんか、耐震性は確保されていないかっていう説明でちょっと 51 ペー ジの方は、
1:18:59	それに加えて必要な水量が確保できない場合があるっていう記載なんで すけど。
1:19:06	何か、これから作るのに耐震性、
1:19:09	いう記載っていうのは何かもう相手持たないように作るのかなっていう ような気もするんでちょっとこの理由って、どういうふうに整理され てますでしょうか。
1:19:31	北海道電力田口です。代替給水ピットこれから作るというのはその通り でして、
1:19:37	現状、31 メーターのがんをくり抜いて掘り込んだような形で今できてい ます。
1:19:43	その部分に、
1:19:45	コンクリートのカルバートみたいなものを入れて、その中に水をためる 構造今考えてます。その状態で、耐震性の確保と言われると、
1:19:55	実際にはがんが崩れる状態ではないので、水は貯めれるんですけど、耐 震評価するためには内部構造物が必要になってくる。ライニングを張っ たりとか、そこまでは今する。
1:20:07	予定ではないんです。
1:20:08	ですので耐震性を示しなさいと言われたときに、ちょっとがんだから、 水は貯めれるんだけれども、照明をどうしようかというところがあっ て、
1:20:17	こういう耐震性を確保されていないがっていうか確保されていないとい う、どう評価すればいいのかというところ、実際には水は抜けない構造 にはできるんですけども、
1:20:27	通常の綺麗に設備で言ってるような耐震性を示すような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:32	評価が非常に難しい設備になるだろうと思っています。ここを耐震性ありますって書くようになると、おそらくライニング等で水が漏れないような構造まで持っていけないといけないかなという考えでいます。以上です。
1:20:46	求職状況は了解しましたと何か備考らか何か2、
1:20:52	何か、
1:20:54	見る事があればお願いしたいんですけど。
1:20:57	北海道電力西川でございます。追記いたします。以上です。
1:21:04	金城片桐を介しました。次は1.3-65ページをお願いします。
1:21:17	真ん中から下の両括弧Aがあって、
1:21:21	アドワズが発生する恐れがある場合云々かんぬんって書いてあって、未臨界状態とするために、化学体積制御設備または非常用炉心冷却設備によりって書いてるんですけど。
1:21:36	ここ今、充填ポンプの話してるのでECCSのまたはECCSは要らないのかなと思って、大井を見ると何か、
1:21:46	充填駄目だ一コアチーム使えますよっていう説明になってるので、こういう書き方してるんじゃないかなと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。
1:22:09	北海道電力西川でございます。
1:22:12	チラーの記載について、見直したいと思います。以上です。技術、お願いします。次後1.1367ページをお願いします。
1:22:27	上からダーッと緑字のところですねなんか補助給水ピットが水源として利用でき、使用できず脱気器断固及び、
1:22:37	二次系純水タンクへの切り換えによる蒸気発生器への注水機能の喪失っていう
1:22:44	特高で何か切り換えによって喪失するような文章になってるような気がするんで、
1:22:51	ここちょっと何かうまく書けないかなと思ったんですけど。
1:23:07	北海道電力西川でございます。
1:23:09	現在ちょっと判断基準、見づらい状態になっておりますので、こちら記載の方、見直しいたします。
1:23:19	以上です。
1:23:39	規制庁か限り正当なんだっけなんですか。
1:23:44	1.1-82ページをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:53	植野両括弧1d、赤字で0.123MPa云々かなって、格納容器スプレイポンプの故障等によりってというのが、
1:24:05	書いてあってその下を見ると、
1:24:08	何か、
1:24:09	格納容器スプレイポンプの機能喪失によりってという記載があって、これは何か故障と機能喪失ってというのは何か書き分けてるのかなというのがちょっと気になったんですけど。
1:24:28	北海道電力古谷でございます。スプレイポンプの故障と、それからスプレイポンプの機能喪失を言葉の使い方がちょっと
1:24:38	混在してます。これ1.6の手順なんですけれども、
1:24:42	これから1.6の方、提出するところもございまして修正が間に合っていないところもあります適正に修正したいと思います。
1:24:53	継続時は了解しました。次へと1.13-84ページをお願いします。
1:25:03	操作の成立性のところ両括弧1の時に、上記の操作終わってあって、両括弧2も上記の操作はって書いてあって何か、
1:25:16	四つの操作があってそれを二つずつにまとめていて、
1:25:21	これ10を切って書いちゃうと何か何を指してるのかわかんないような気がするんですけどいかがでしょうか。
1:25:31	北海道電力西川でございます。
1:25:34	コメントいただいた通り、テストこれ上、どちらも上記の操作はだと。
1:25:41	わからない記載になってしまっていますので、
1:25:46	へえ。
1:25:47	他のものによっては操作の名称を変えている。操作の成立性もございまずので、こちらも記載、見直しいたします。
1:25:58	規制庁の方に精力しました。何か他に多様なところあったらちょっとあわせて確認をお願いします。
1:26:05	1.13-88ページをお願いします。
1:26:14	面取りピット制限として格納容器内へのスプレイのところで、
1:26:20	何か、
1:26:21	炉心の著しい損傷が発生した場合または炉心の著しい損傷が発生した場合においてSDを云々かんぬんってあって、
1:26:32	これって何かうまく整理なんか、いや、言いたいことがあるんですけど、著しい損傷が発生した場合に後のものって含まれるんじゃないのかなというのがちょっと気になって、
1:26:43	何かうまく表現できないかなと思ったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:08	北海道電力古家でございます。1.7、からの表現等も、
1:27:16	できているところもありましてちょっと、
1:27:19	冗長するところもありますので、記載については適正化したいと思います。
1:27:24	金城滝澤了解しました。私からは以上です。
1:27:48	規制庁秋本ですあと確認だけなんですけど1.13の79ページで、
1:27:54	B格納容器スプレイポンプの（ア）ポンプ括弧RHRSす財布CSS連絡ライン仕様っていうのは、
1:28:08	これは何か有効性の方法だと何か設備の名称じゃないんですとか言って、
1:28:15	消されてたんですけど、手順の方に来ると、こうしておきたいとかそういうことですか。
1:28:38	北海道電力西川でございます。こちらについては、
1:28:42	手順名称の方では、括弧書きの自己冷却や連絡ラインの使用といった表現を使用しまして、
1:28:52	前半部分に登場する設備については、ブラボの格納容器スプレイポンプのみの記載として、
1:29:00	そういう使い分けをしております。
1:29:04	以上です。
1:30:09	規制庁アキモトですそれではじゃあ56条側の説明をお願いします。
1:30:16	はい、北海道電力田口です。
1:30:19	設備側の方も手順と同じで、設置許可基準の要求事項の整理を受けた反映をして全面的に、
1:30:28	過去のPWRの作りからは書き換えております。
1:30:32	そのあたりの変更した内容が取りまとめた資料の1ページ目、黄色の発注が入っていますけれども、
1:30:38	黄色ハッチング入っている3行ぐらいあるところの、重大事故同時1人水源と水の供給設備に区分して、まとめ資料の構成といたしました。
1:30:48	いうところが大きな変更点。
1:30:51	です。
1:30:53	その中で、この後取りまとめた資料で書いている内容ですけれども、水源として使った時に比較対象とした大飯と大きく違うようなところを系統図でピックアップして幾つか載せている状況です。
1:31:05	取りまとめた資料2ページ目では、他の条文でも登場してますけれども、大井の方が復水ピット内で補助給水ピットを使って充填本

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:20	充填ポンプの水源としていないとかそういうところを書いております。うちは、補助金関田二次系の水源として使っていますと。
1:31:28	それで56の3ページですと海から取水して供給するような、
1:31:35	場合、中間係数を使ってる使っていないようなもの、あと56の取り求めた資料4ページだと。
1:31:43	先ほども手順の方でちょっと話が出ましたけれども大井の方だと、一旦二次系側の方のタンクに、
1:31:50	て一時外科の燃取ピットに回すというような使い方をするんですけれども、
1:31:56	うちの場合はどちらにも遅れるような供給ラインがついていますと、
1:32:01	というような、
1:32:03	構成の差異が出ております。
1:32:08	本部側の方に行きまして56-1ページ。
1:32:11	下の方に、女川層理のところは赤書きでしてありますけれども、そういうふうに記載の通りです。56条解釈の2で再循環設備を設置するプラントに我々該当しますので、女川ではこの部分の記載がないものが、
1:32:26	再循環機能を使えるような水源として設けるといものが追加になっております。
1:32:32	大井とは一緒です。
1:32:36	これ以降56の2ページ以降ですけれども、全面的に資料を作り直しましたので、
1:32:43	高重力のそういうの頭を書いてある通り比較箇所の黄色マーキングをしないで、
1:32:48	女川基本的には並べるような形で作り、
1:32:52	大井で書いていたような各条文で使う。
1:32:56	SAの手順の記載のものについてはどこどこに書いてますというようなものをそういう理由でずっと整理していったような形で、
1:33:04	資料の構成を変えております。
1:33:07	説明は以上です。
1:33:13	規制庁秋本ですそれでは確認に入りたいと思います。じゃ、片桐さん、いかがでしょうか。
1:33:23	形状のいいです全然、ちょっと細かくて恐縮なんですけど56-1ページをお願いします。
1:33:32	44の設計方針のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:36	なんか泊って、女川に合わせてった関係で女川C S Tサブチャンーがあ って、
1:33:45	遠回りは補助給水ピット粘土フィットを当てはめていった関係で、多分 何か、
1:33:53	補助給水ピットの方が順番的に先に出てくる。
1:33:58	記載がとっても多いんですけど、なぜか、設計方針の2番目だけ。
1:34:03	燃取ピット及び補助給水ピットっていうふうになっちゃう。
1:34:09	やったっていうだけなんですけど。
1:34:13	電力田内です
1:34:15	記載の順番としては、確かに、はい。
1:34:19	右側の方を先に書いたら、話が合うかなと思いますのはい。
1:34:23	了解です。
1:34:27	規制庁からE S Aと。
1:34:33	56の2ページをお願いします。
1:34:38	ここも何か手順の方とどうなんですけど、両括弧一井収束に必要となる っていう話を書いているんですけど。
1:34:49	方、
1:34:51	なくてもいいのかなっていうようなちょっと気がしたんですけど。
1:34:55	はい。北海道電力田口です。確かに56の1ページの頭のところでは、
1:35:00	条文が変わったので名前を変えているので対応するのはおそらくS A時 に必要となる水源みたいな。
1:35:08	ただ、と思いますのはい、適切に修正いたします。
1:35:12	了解しましたあと56の32ページ、お願いします。
1:35:22	Dと試験検査の話
1:35:28	大井で何かいろいろ漏えい確認のための水張りとか、ほう素濃度及び有 効水量が確認云々かとか、
1:35:38	話が、
1:35:40	んですけどこれは、
1:35:42	泊では書かないんでしょう。
1:36:03	北海道電力、田口。
1:36:05	です。
1:36:07	すいません。他の条文であいち答える。
1:36:11	あ、北海道電力井谷ですごめんなさい。今しゃべってたつもりでした が、
1:36:16	マイクが入ってませんでした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:20	ちょっと、
1:36:21	質問の趣旨を取り違えているかもしれませんが、56条の水源として整理した燃料取替用水ピット、
1:36:32	については、ほう素濃度及び有効水量の確認。
1:36:37	を記載してます。C、
1:36:41	補助給水ピットに対しても、
1:36:43	という降水量の確認は記載しておりましたけれども、
1:36:49	ごめんなさい、片桐さんがおっしゃってすいません確認で、水張云々っていうのは、
1:36:57	どういうあれなんですかね。
1:37:00	大井の方の、
1:37:02	大井の方が、漏えい確認のための水張って言ったのが、
1:37:07	何だろうかということですね。そうですねはい。
1:37:11	やあわかりなさいそこは、
1:37:15	北海道電力1波です。
1:37:21	ピッ、
1:37:22	普通、タンクであれば、
1:37:27	漏えいの有無の確認が可能って言いやすく、
1:37:34	ただ、ピット構造なので、漏えい確認のための水張りが可能っていう言い方をしたんだろうなというふうに、判断しました。
1:37:46	当社、ちょっと大井の詳細な部分までわからなかったんですが、当社の補助給水ピットも燃料取替用水ピットも、
1:37:56	ライニングの背面に、
1:38:00	漏えい検知溝、
1:38:01	を打ったその漏えい検知ラインっていうのがありますので、そういう意味では、漏えいの有無の確認という、女川と同じ表現で、
1:38:12	よかろうと判断して、泊はこのような記載にしています。
1:38:20	はい、規制庁は了解しました。私から以上です。
1:38:27	規制庁秋本ですちなみに、今の漏えいの有無の確認は先行。
1:38:34	だと、BWRって感じですかね。
1:38:42	北海道電力市谷です。
1:38:44	漏えいの有無の確認っていう言い方をしてるのは、BWRルーが割とそういう言い方をしていたと認識しています。それまでPWRは、
1:38:58	漏えいの確認が可能って書いてるプラントが多かった気がします。
1:39:04	規制庁アキモトですわかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:07	それであと、
1:39:14	56-1 ページなんですけど、ちょっとこれ単純な質問で、
1:39:20	番号なんですけど、2.13 から始まって 4.4 になるんですけどこれは合っ てるっていう理解でいいんですか女川とか、大井見てたら、
1:39:31	大井、女川だけですかね。
1:39:35	はい。北海道電力の石谷です。まず、大岩、2.1 なんて書いてるのはま とめ資料の番号。
1:39:44	泊としては、女川に倣って、要はテンパチになった時の番号を振ってい ます。テンパチにしたときに、
1:39:56	どこの省、
1:39:58	テンパチのその 1234 という章のどこに収めるかというところで、
1:40:06	変わってきてて、
1:40:08	女川さんは、この 5 ポツっていうの添付 8-5 が、確か原子炉冷却系統 だったはずですよ。
1:40:17	なので、56 条水の供給設備を元例の設備としてメインに記載している。
1:40:24	泊の場合は、一番最初に出てくるのが核燃料施設、店舗 8-4 が燃料取 扱施設及び貯蔵施設、
1:40:34	なんですけど、
1:40:38	8-4、核燃の方で、
1:40:42	位置付けている。なので、この 5、5、5 は、添付 8-5 の現 0 からは、 この 4 に記載しますっていう記載が、
1:40:53	入る、そんな設置許可テンパチの作りになるので、今 4 ポツで記載して います。
1:41:02	規制庁秋本ですわかりました。間違いじゃなかったら、全然大丈夫です はい。
1:41:09	エーッ。
1:41:10	56 の 8 ページで、
1:41:14	(3) で原子炉格納容器を水源として水を供給するための設備ってなっ てるんですけど、
1:41:24	もっと
1:41:31	北海道電力の石谷です。
1:41:34	ここの、
1:41:37	こういう整理の仕方、いわゆる代替再循環について、こういう整理をし たのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:46	は初めてといたしますか、先行PWRは、水の供給とか水源とかっていう整理の仕方じゃなかったから、実はここは迷って、
1:41:57	います。ただ、今この言葉はですね、56条の解釈のaと2。
1:42:05	原子炉格納容器を水源とする再循環設備を代替することができる設備を設けることっていう要求、
1:42:16	の文章がございますので、
1:42:19	それに従った、
1:42:22	聴取なんていうでしょう、タイトル。
1:42:25	にしました。
1:42:27	という趣旨でございます。規制庁秋本ですわかりました基準にならって書いてるということでは理解しました。何となく一瞬ぱっと見た瞬間に、何か、
1:42:39	違和感があったんですけど基準用語ということでもわかりました。
1:42:43	で、あとは、
1:42:48	何でしたっけ
1:42:51	ちょっとどンドンページってわけでもないんですけど、貫通部止水豚で若干、貫通部止水物でしたっけ。
1:43:01	海側の、
1:43:03	取水する時の、
1:43:06	はい、防水つくやつ、あれっていうのは金設備でも手順でもどちらもいいんですけどあれって出てこない感じなんですか。
1:43:16	北海道電力、内谷です。あと、
1:43:20	今、その貫通部止水、島室、
1:43:25	貫通部止水の構造は、なくして、
1:43:33	防水兵器の中に、ポンプ車を設置するという、女川さんがやってるやり方と、同じようなやり方を最初に、
1:43:45	ポンプ車を設置するという、当間恩田さんがやってることに見直そうと思っておりますので、渋谷は、
1:43:55	手順としても、講義の贈呈増で、先般は、
1:44:02	手順と地点を
1:44:04	なくなります。
1:44:35	規制庁秋本ですとりあえずな何となくわかりましたじゃあ。
1:44:41	同じ方式をとるっていうことではわかりました。で、
1:44:45	56-37 ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:50	格納容器スプレイポンププーの要諦のところなんすけど、これは再循環運転時って、
1:44:59	大岩書いてあるんですけどこれは書かなくても大丈夫な感じなんですか。
1:45:07	北海道電力1何です。
1:45:23	ごめんなさいちょっと今音声が悪れてしまったような気がします。
1:45:28	音声運転時、必要、すいませんちょっと、
1:45:39	他、
1:45:41	何ていうんでしょう他の使い方と違うのか違わないのか、違うんだったら、必ず必要ですし、その辺り確認させてください。
1:45:50	長秋本ですわかりました確認していただいて、その結果を説明していただければと思います。
1:45:58	いたしました。
1:46:48	規制庁アキモトでちょっとない中で打ち合わせをいたします。
1:46:54	規制庁の木本でそれではじゃあ水源は以上になりますので、じゃあ1回10分間休憩をして、次のに行きたいと思います。
1:47:05	規制庁脇本ですそれではヒアリングを再開します。続いては原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価ということでセじゃ、事業者から説明をお願いします。
1:47:18	北海道電力田口です。
1:47:21	原子炉格納容器の温度圧力2回目のヒアリングになりまして、コメントいただいておりますのでその回答のご説明をしたいと思っております。お願いします。
1:47:31	北海道電力の尾川です。本日資料3-3、
1:47:38	泊3号炉ヒアリングコメント回答リストの方からご説明させていただきたいと思います。
1:47:43	前回いただいたコメントについて6件ですねこちらの方を対応方針の方は回答として記載させていただいてございますまずナンバー1ですけれども、
1:47:54	こちら以下たの先行ではですね菟道及び取付部という記載になっておりましてそちらの方、泊では取付部になっていたというその記載の妥当性なんですけれども、
1:48:06	文脈考慮しまして胴及び取付部と先行同様に記載するということが妥当というふうに隠せ確認いたしましたので、記載のほう適正化させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:18	続きましてナンバー2ですけれども、格納容器の保全実績を踏まえた記載内容を検討し説明することとコメントいただいております点につきましては、
1:48:27	こちら問い方につきましては計画的にCV鋼板の肉厚測定を実施していると。
1:48:34	泊につきましては計画的にというわけではなくてですね必要に応じて実施しているというところで、過去にも肉厚測定実施した実績がございますので、
1:48:46	そちらの方わかるような記載を拡充させていただきました。
1:48:51	続きましてナンバー3ですけれども大井との差異の理由についての記載の部分でございますけれども、こちらの方も当初ですねの
1:49:02	泊と同様の構成格納容器SCVの先行審査実績と同様の記載ということで、PCCVの大井とはちょっと記載が異なりますよっていうところで、
1:49:13	CVの構成格納容器の評価方針に基づく記載であるというふうに記載していたんですけれども、こちらの内容については大飯と同様であること。
1:49:23	確認いたしましたので、先行大飯と同様の記載を本文中に追記することで対応いたしました。
1:49:31	続きましてナンバー4ですけれども伸縮継ぎ手の脆性破壊に関する記載でございましたが、こちらでも女川同様の記載を拡充することによって、追記しております。
1:49:48	続きましてナンバー5ですけれども問い方に記載してあるなお書きっていう部分があるんですけれども、こちらについても、伊方同様に記載することを確認いたしましたので、記載のほう拡充しております。
1:50:01	最後にNo.6 全般の話になりますけれども、限界温度限界圧力先行Pでは評価温度評価圧力という表評価表現になっておりまして、一方先行のBWRでは限界温度限界圧力という記載になっていたと。どちらに、
1:50:16	合わせにいくのかっていうところにつきましては、有効性評価全体でですね限界温度限界圧力という記載に
1:50:25	統一を図ることにいたしました。
1:50:27	簡単ですけれどもご説明としては以上になります。
1:50:35	規制庁アキモトでそれでは確認に入りたいと思います。今いただいた2個目のナンバーツー通ですかね、の、
1:50:44	肉厚測定の話は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:48	これは比較表だと 144 ページですかね。
1:50:56	ということなんですけど、これはだから、
1:51:00	計画的保全計画に基づきってというのは、その通りでいいんですか。
1:51:10	北海道電力の尾川です。ここで記載している保全計画の意図としてはです ね。
1:51:16	点検計画を意図しているわけではなく、例えばこのパトロールとかで 他、後半の外間久我、健全ではなかったりとか腐食が確認されたりって いう気づきがあったら対応しますよっていう、
1:51:31	広義の意味で記載してございます。以上です。
1:54:22	規制庁アキモトですわかりました。じゃあ、とりあえずは泊もう肉厚測 定ってというのは、やっているっていいことですかね。
1:54:33	北海道電力の尾川です。その理解で結構です。
1:54:40	規制庁秋本です。3 番明わあ、これはちょっとこの回答を見ててちょっ とよくわからなかったのは、
1:54:51	同様に記載する必要がある。
1:54:54	ていうのは、
1:54:56	何でなんでしたっけ、ちょっとよくわからなかったんです。
1:55:00	北海道電力の方がですすいませんちょっとシンプルに言うと相違がな い。
1:55:05	合意とは相違がないので、と記載した方が、
1:55:11	いいて記載するのが適切っていうふうに判断して、追記したっていうと ころです。なので、そういう理由にして、新たにちょっと黄色マーカ ー、
1:55:21	させていただいておりますけれども、実績で反映しましたっていうふう な記載をしております。ただ先行の S C 部位ですね泊同様、伊方とかで は、同様の記載がなかったことから、
1:55:32	当初はそちらに合わせていたってのが実態でございます。
1:55:39	規制庁秋本ですわかりました。そしたらその他、片桐さん、いかがでし ょうか。
1:55:47	金城片桐瀬戸顧問とちょっと関係ないんですけど細かい記載が気になっ たので、
1:55:53	比較表の 161 分の 79 ページをお願いします。
1:56:04	入れてもらった下の表の単位が、
1:56:09	平方ミリメートルの 2 が大きく、
1:56:16	北海道電力の尾川で承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:19	規制庁滝下宇都後 161 号の 82 ページをお願いします。
1:56:28	ここは下の三行下から 3 行目ですけど配管荷重を図に示すって書いてあるけど多分方向だと。
1:56:37	思います。
1:56:44	10682 ページ。
1:56:47	女川にですね引かれて、
1:56:54	82 ページ。
1:56:57	下から 3 行目、だから 30。
1:57:00	配布のときには、
1:57:03	香港、
1:57:08	図は方向になってて、次の方のさ、タイトル。
1:57:13	はい。はい。
1:57:20	北海道電力の尾川です。こちらの方もちょっと記載適正化させていただきたいです。
1:57:25	計上して後、ちょっと 161 分の 160 ページをお願いします。
1:57:36	これ大井と同じではあるんですけども、下から 5 行目の一次系及び二次系のパラメータって書いて、
1:57:45	上の式って一次側二次側って書いてあるので、加川の方がいいのかなと思います。佐藤。
1:57:53	一番下に格納容器内の密度って書いてあるんですけど多分雰囲気密度ですよ。
1:58:09	北海道電力の側でちょっとこちらの方も確認して、記載適正化させてください。あとは、もしあの変数に単位入れられたら、入れてください。
1:58:22	私からは以上です。
1:58:25	ガイド電力の側で承知いたしました。ちょっと確認させてください。
1:59:15	規制庁アキモトでそれではじゃあ、格納容器の温度及び圧力に関する評価は、いえ、その他よろしいですか。
1:59:24	はい。
1:59:25	長。
1:59:27	北海道電力からも以上でいいですかね。はい。
1:59:31	そしたら休憩を挟んで 5 分間休憩をしたいと思います。
1:59:55	規制庁大塚です。それではヒアリングの方を再開したいと思います。
2:00:00	監視関係ということで、まずは事業者の方から説明をお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:07	はい北海道電力芝田です。本日、モニタリング関係審査会合回答とヒアリングコメント回答をご準備してありますがまず審査会合をコメント回答からご説明させていただきたいと思います。
2:00:21	Aの資料中で資料準備してございますが、資料提出後、最後の可搬型気象設備の測定場所について、
2:00:31	工事干渉が
2:00:34	生じることが判明しましてちょっと見直し、
2:00:38	が必要となつてございますので本日考え方を説明するとともに、
2:00:45	見直すというふうなものは次回ヒアリングで見直したものを示させていただこうと思います。それでは
2:00:53	審査会合を経営からご説明させていただきます。
2:01:03	はい。北海道電力の鍋田でございます。今、資料10の方でポイントのほうをご説明させていただきます。
2:01:10	1枚めくっていただきまして、一つ目の指摘事項ですけれども、可搬型モニタリングポストの海側の設置場所について、補聴での影響等を踏まえて、防潮での外側を優先する場合等の場合分けを行った上でメリットデメリット。
2:01:24	を整理して説明することというご指摘でした。
2:01:27	一行目はですね該当の結論部分ということで傍聴の内側に設置するというようなことを記載させていただいておりまして、
2:01:36	前回審査会合時の方針というところは前回のことを記載して今後の方針というところで変更後、記載してございまして、
2:01:44	衛藤、比較したメリットデメリットを比較した結果といたしまして、
2:01:47	その未発生時の影響及びアクセス性、並びに設置後の計測への影響においてメリットが大きいということで当社といたしまして新設法所定の内側に設置するというご方針を変更させていただくという、
2:02:00	ことを記載させていただきました。
2:02:02	1枚めくっていただきまして2ページ目ですけれども、こちら、前後の設置場所の図となっております。
2:02:10	右側変更後の図の中で青丸で囲んでいる部分変更箇所になりますけれども、
2:02:16	新しくですね、海側No.1No.2No.3と、
2:02:20	名前を振ってこちらが海側に設置する3ヶ所、これを防潮で野元土佐元から内側に設置するというご方針に変更したこと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:28	それから、モニタリングポスト7番、こちらにつきましては、固定のポストは外側に補助金の外側でございますので、それを代替する時に設置するものは内側に設置しますということで、
2:02:39	赤い点線の丸を内側に設置いたしました。
2:02:43	もう1枚めくっていただいて3ページ目がメリットデメリットの整理した表となっております。
2:02:50	表の一番上はですね。
2:02:52	衛藤加古の、私たちの考え方、少し重視してしまう、実施していた部分ということで、境界付近への設置というところで、ここだけ唯一ですね、左側に示してます外側に設置という部分が評価もあるということで、
2:03:07	少しメリットがあるというふうに当初考えてございましたけれども、改めて整理しまして、2行目と4行目の、
2:03:14	津波発生時の影響及びアクセス性、それから設置後の継続への影響、
2:03:19	こういった部分で内側に設置した方が良いというメリットを確認いたしまして、
2:03:24	そんなのですよね設置時の設置時間につきましてはどちらも菅衛藤考慮して計測してみるとあまり大きな変化はなかったということで一応、どちらも丸で記載させていただきまして、
2:03:35	総合といたしましては、右側の内側に設置する方がメリットがあります。
2:03:40	ということで内側に設置する方針としたことを、最後、一番下に記載させていただきました。
2:03:46	あととして説明させていただきますが、もう1枚めくって4ページ目です。
2:03:50	こちら、先ほど芝田は、からご説明ありました通り具体的な設置場所については少し再検討させていただきたいと考えておりますが、
2:03:58	方針についてはご説明させていただきたいと考えております。
2:04:02	まずご指摘ですけれども、可搬型気象観測装置が地震火災等でアクセスルートが使用できない場合のアクセスルート上の設置場所について、可搬型モニタリングポストと同様に設置場所を提示し、その他特性を説明することと。
2:04:16	でございます。
2:04:17	回答ですけれども、一つ目の矢羽根。
2:04:20	こちらが衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:22	この資料では51メートル層厚車庫エリアを選定したというふうに記載していますけれどもここは変更させていただきたいと考えてございます。
2:04:30	二つ目の矢羽根設置場所の妥当性については今後もこれで考えていきたいと思っております、
2:04:35	一つ目の丸ですけれども、
2:04:37	アクセスルート付近とすることで火災、地震火災等が発生した場合でも設置できるようにしますということ。
2:04:44	それから二つ目のマル。
2:04:45	あと設置場所については発電用原子炉施設の安全解析に関する気象地震、こちらの解析、解説の中で記載がある事項を満たすような場所を選定しております、
2:04:56	3ポツ目4ポツ目でもう少し具体的に記載しまして、こちら島根さんと同様の考え方としてございますけれども、路上面積は気象観測ガイドブックという気象庁が定めている。
2:05:08	こちらを参照して30平米以上を確保できるということ。
2:05:12	それから、到底年始は三川人工芝で問題ないという記載がございますので、当社としてもその考え方で、
2:05:19	東芝の方、人工芝の方を設置するような方針で今考えてございます。
2:05:24	あと1枚めくっていただきまして最後5ページ目になりますけれども、
2:05:29	こちらの具体的な場所を示した図になっていますけれども、
2:05:32	後三角ですすいません、苦勞三角黒塗りの三角が気象観測せ、気象観測所がもともとある場所で、
2:05:41	その第1の代替配布場所は赤点線の三角のなんですけれども、これがアクセスルート上ではないということで白塗りの黒点線の三角を新しく設定いたしました、
2:05:52	ちょっとこのポイントについては、改めて検討させていただいて、場所を変更させていただきたいと考えております。
2:05:58	それから検討した場所の少しイメージがわかるような写真を掲載したいと考えてございますが、この写真も差し替えさせていただきたいと考えております。
2:06:10	あとパワーポイントについてのご説明は以上です。
2:06:15	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。それでは確認に入りたいと思います。
2:06:23	まず2ページなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:26	青丸の変更箇所のところ、この青丸が変更箇所だっているのわかるようにちょっと文字で書いていただいでよろしいですか。
2:06:36	北海道電力の鍋田です。
2:06:38	あと上の方にですね文章で一応、
2:06:45	すいませんもう一度お願いいたします。
2:06:48	規制庁大塚です。今青丸で、変更箇所を示しているという説明があったんですけど、
2:06:55	青丸が変更箇所なのかどうかというところが、
2:06:59	多分、説明
2:07:02	何を示しているか。
2:07:03	わかるように、変更箇所、
2:07:06	等の、
2:07:07	表記をお願いしたいんですけど。
2:07:15	あと北海道電力鍋田でございます。
2:07:21	はいすいません北海道電力等で少し上の方にですねこの丸が何を示すか矢印で引っ張っていたつもりだったんですが、かなり見づらいというご指摘もあると思いますしその変更箇所だって、改めて文字で記載してなかったというのも、
2:07:34	ございますので、少しわかるように修正の方させていただきます。
2:07:39	規制庁大塚です。お願いします。
2:07:43	続いて、次のページの3ページなんですけど、
2:07:47	ちょっとこの記載がですね全体的に、
2:07:51	日本語がちょっと、
2:07:54	しっかりしてないところがあって、意味がなかなか入ってきづらかったんですけど、ちょっと1ヶ所ずつ、
2:08:02	指摘させていただくと。
2:08:04	ところの、
2:08:06	三角の凡例のところ、
2:08:08	可搬型モニタリングポストの設置、及び、
2:08:12	継続できるものの、
2:08:15	デメリットがある
2:08:18	及びの後の継続の後に、
2:08:21	はって入れた方がいいのかなと、計測。
2:08:25	で、
2:08:26	もののデメリットがあるもの。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:30	はい。北海道電力鍋田でございます。はい。申し訳ございませんご指摘の通りかと思しますので修正の方させていただきます。
2:08:38	大塚です。あと、
2:08:42	表の二つ目の、津波発生時の影響及びアクセス性のところの、
2:08:47	外側に設置のところの2行目なんですけど、
2:08:51	津波注意、発令時の
2:08:55	発令有無っていう記載がよくわかんなくて、多分、
2:09:01	発令時発令時って言葉が要らないのかなと思うんですけどいかがですか。
2:09:08	はい。北海道電力の鍋田でございます申し訳ございません。こちらもご指摘の通りと認識いたしましたので修正の方から検討させていただきます。
2:09:17	規制庁大塚です。続きまして、さっきの津波のところの下の行で、アクセス状況ってあるんですけど、ここはアクセス数、可否とかの方がいいのかなと思ったんですけど。
2:09:29	いかがでしょうか。
2:09:32	はい。北海道電力の鍋田でございます。申し訳ございません。こちらも修正の方検討させていただきます。
2:09:41	はい。規制庁大塚です。続きまして
2:09:45	今度は、
2:09:46	内側に設置する場合のところの、
2:09:49	一番上の発電所敷地境界付近への設置のところの、
2:09:53	3行目ですね、当該方位、
2:09:56	おけるってあるんで、当該方位における修正をお願いします。
2:10:03	はい。
2:10:05	力の鍋田です承知いたしました。
2:10:08	規制庁大塚です。続きまして、先ほどと一緒に津波のところですね内側に設置の場合の、そこにもアクセス状況ってあるのでここアクセス数可否に、
2:10:19	直していただいてよろしいでしょうか。
2:10:22	はい。北海道電力鍋田です。承知いたしました。
2:10:35	あ、規制庁大塚です。
2:10:37	すいません。ちょっと、また外側に設置の方に戻っていただいて、
2:10:42	四つ目の設置後の継続への影響のところの、1行目なんですけど、
2:10:48	新設防潮ての外側で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:52	選定した。
2:10:54	1ヶ所においてっていうのがちょっと日本語が変かなと思って。
2:11:00	外側の後の例選定した1ヶ所っていう言葉要らないのかなと思ったんですけどいかがですか。
2:11:11	電力の鍋田です。当選定した箇所においてというような、
2:11:17	すれば良いのかなと、まとめましたので、そのように修正させていただきます。
2:11:22	規制庁大塚です。ではそのように、修正をお願いします。
2:11:27	さっきの場所から、
2:11:30	右を下がったところ3行目のところで減収格納容器と記載があるのは原子炉格納容器の方修正をお願いします。
2:11:39	はい。申し訳ございません。承知いたしました。
2:11:44	はい。規制庁大塚です。日本語の箇所はそこで、それだけで、
2:11:49	あと中身なんですけど、
2:11:51	三つ目の設置時の設置時間の欄で、
2:11:56	設置の時間がですね、外側に設置の場合と違い設置の場合で、全く一緒なんですけど、多分違うのでここに、
2:12:06	書いてある70分190分以外に多分移動時間があって、その移動時間が違うのかなと思ったんですけど。
2:12:12	何か移動時間がどれくらい違うのかっていうところを、もう表記しておいた方がいいのかなと思うんですけど。
2:12:19	いかがでしょうか。
2:12:26	北海道電力の北野でございます。
2:12:29	移動時間につきましては基本的に車両を使って設置する、設置場所まで運搬するというので、衛藤。
2:12:39	概ね距離がそんなに変わらないということで、
2:12:43	同じ時間になってございます。
2:12:48	意図時間も含めての、はい。でございます。
2:12:51	規制庁大塚です。そう。
2:12:57	だから、
2:12:58	ここの評価も全く同じと考えていいと、いうことですね。承知しました。
2:13:05	続きまして、上から四つ目の設置後の継続への影響のところ、
2:13:11	内側に設置の場合の3行目ですね。
2:13:14	クラウドからの放射線が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:17	下げられる部分が生じるかってあるんですけど、
2:13:21	クラウドがどこに行ったときに、どう下げられるのかっていうのが、ちょっと簡単でいいので説明していただきたくて、
2:13:31	あとですね、外側に設置の場合に、原子炉格納容器からの放射線が遮られるとともにってあるんですけど、
2:13:39	直接線の影響って確かそ側面の格納容器側面の、
2:13:45	厚さが厚いので、ほとんどなんか、その影響は、
2:13:51	というふうに認識してるんですけど線量には、
2:13:53	影響があるのはこのくらいどの方の方が結構効いてくるのかなと思うんですけど。
2:13:58	外側に設置の場合と内側に設置の場合で、両方ともそのクラウドの影響って下げられる部分があって、
2:14:05	どちらがどのくらい下げられるのかによって、評価の方が変わってくると思うんですけど。
2:14:10	その辺のちょっと考察というか、
2:14:13	内容の方をちょっと説明いただけますか。
2:14:17	はい。北海道電力の鍋田でございます。
2:14:20	とですねまず直接線の影響が小さいというご認識はその通りでしてクラウドの測定がかなり重要というふうに考えてございまして、
2:14:29	外、内側のまず内側に設置する場合、場合に遮られる部分がどこかというご質問なんですけれども、
2:14:35	ですねクラウドが放出されて、当然格納容器の付近から放出されて、それがバーッと流れていった時に敷地境界外に、
2:14:44	ずっと流れていった後
2:14:48	外側ですね、包丁。ご承知の内側に間ポストがありますので、
2:14:54	調停より外側にプルームが流れていったときその外に流れていったものから少し遮られるという
2:15:03	そうですね道場での鍵になって遮られてしまうというところなんですけれども、外側に設置した場合は、逆に当然もうちょっとが、
2:15:12	原子炉格納容器側にございますのでその元できたとき、直後のものが見づらいんですけども、
2:15:20	内側に設置した場合は、直後のものはすごく見えて、そのすす流れていった後段の、
2:15:26	薄くなっていった部分が測定しづらくなるということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:30	影響がないとはちょっと記載すると、その部分があるのでないとは書けないかなというところでこういった記載にさせていただきましたが、
2:15:38	当然、内側に設置した方が測定はし、できるというふうに考えてございます。測定の影響は、内側の方が小さいと考えてございます。
2:16:01	北海道電力芝田です
2:16:04	補東條先生の外側で測定できると以前説明した時には下げられるシェアは10%程度で、ほとんど見えてますというふうなところは
2:16:15	内側外側も変わらないんで、小さいというふうなことを考えると、Cvからの遮りがないっていう点は明らかに内側の方がメリットがあるというふうに
2:16:26	内側を
2:16:28	奪おう三角という
2:16:30	形にさせていただい
2:16:39	て、
2:16:40	規制庁大塚ですだから直接線を考えれば、
2:16:45	内側の方が適切な対応を図れるというご説明なんですけど。
2:16:53	クラウド考えたときに、
2:16:56	クラウドだけを考えたときに、内側と外側だと。
2:17:00	どっちの方が影響が大きいんですか。
2:17:07	鍋田でございます。内側に設置した場合にはですね包丁で自体に傾斜がありますので、遮られる角度が少し小さくなるかなということと、あとは放出されてすぐ、
2:17:23	データで出た直後のものを測れるというところで
2:17:27	すごく図れるというメリットもあるというふうに考えてございます。
2:17:37	規制庁大塚です。
2:17:43	何か同じなのか、少し違いがあるのかっていうところが明確にわからないので何か補足か何かをつけていただいてもよろしいですか。
2:17:52	パワポじゃなくてもいいかもしれないんですけど。
2:17:57	北海道電力芝田です以前、
2:18:00	外側で、枯れますといったときは、
2:18:03	設置場所等をふさぎられる部分みたいなものは図面で示したかと思えますんで、ちょっとパワーポイントにするかどうかは検討しますが、また同じように、遮られるっていう話が図示できるようなものを準備させていただきたいと思えます。
2:18:23	規制庁宮本ですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:27	よく考えていただきたいんだけど、
2:18:29	影響あるんだったら、外側のモニタリングポストも内側に移設した方がいいんじゃないのっていう、
2:18:36	だから前回はその説明のうちでも外でも、
2:18:40	変わりませんよっていう話を説明したんですよ。
2:18:43	にもかかわらず今回は、内側のがいいんですよって言ったら、じゃあ外のモニタリングコースを内側に移設しますかっていう。
2:18:51	した方がいいんじゃないですかっていう。
2:18:53	議論になるんじゃないかなと。
2:18:55	だから、事業者として前回会合で説明した内容と、今回説明している内容が、つじつまが合ってるんですかっていうだけなんですけどね。
2:19:06	はい。おっしゃられて、北海道電力柴田ですおっしゃられる通りで外側をやはり計測できるというふうに我々、
2:19:14	説明しなければいけないというふうに考えてモニタリングポストなのもあるんです。
2:19:19	説明できると。
2:19:21	いうふうにし、
2:19:23	書かれるというふうに言ったことに誤りはないと考えてまして、包丁提供は小さいと。
2:19:29	内側に行った場合も同じで下流側の防潮での強い見えないところがあるんでその影響は小さいと。なんでどちらも図れると。
2:19:37	いうものの、どちらか丸三角をつけるのであれば、C vを見通せる分だけ、うちが有利っていうふうな考え方でここは整理していると。
2:19:57	ちょっとここ、どっちも0にしてしまうと0。
2:20:04	メリットデメリットを整理しなさいっていうのが今回の指摘ですよと。
2:20:10	だから必ず優劣をつけるなんていうのは言ってるわけじゃなくて、
2:20:16	そのミクロの話まで含めて、
2:20:20	メリットデメリット付けると言ってるつもりは多分なくて、
2:20:27	例えばそれがコンマコンマ台の話とかね。
2:20:31	そこの話を今詰めようという気はあまりなくて、
2:20:35	だからこそ、外側のモニタリングポストでも、防除の外を移設する必要はないですよと、わかりますよと。
2:20:44	内側でもはかれるですよと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:47	という話じゃあ、メリットデメリットでどっちがいいんですかっていう話をしてくださいという話だったんで、
2:20:55	そういう意味だと、今話がすごいマイクロな話になっていて、
2:21:00	ちょっと趣旨と違うんじゃないかなと思うんですけどいかがですか。
2:21:05	他電力芝田ですおっしゃられてる通りかと思っていて我々もこれをつけ、作るときにバツがつくことはありえないなど。当然内側でも、
2:21:14	外側でも図れるという中で
2:21:18	比較した場合にどちらが有利かっていうふうな比較をしなければいけないんでちょっとマイクロな話になっているっていうふうな、
2:21:25	これはご指摘の通りかなというふうに考えて
2:21:29	ほんで、それで、規制庁宮尾ですけど、先ほどちょっと大坂から指摘あった日本語の問題もそうなんだけど、そもそもこの指摘事項がメリットデメリットを整理して説明することになってるんだけど、これそれ説明できてますかってことなんですよね。
2:21:44	もう丸と三角の人もよくわからない。わからないというか一応この凡例に書いてあるんだけど、
2:21:50	結局SUMCOを意図しているものは、
2:21:53	設置及び形できるものの、デメリットがあるっていう。
2:21:57	こんな言ってるんだらうなっていうお話になっていて、
2:22:01	指摘事項よく見てもらえばわかると思うんだけど、うん。
2:22:08	防潮での影響等を踏まえて膨張での外側を優先する場合等の場合分けを行った上で、メリットデメリットを整理し説明してください。
2:22:20	ここ、この回答ってこれできてますかなんですよ。
2:22:27	傍聴での影響等を踏まえて、包丁での外が優先する場合等の場合分けを行ってきましたかと。
2:22:41	これ、
2:22:42	浮気できてるんでしたっけ。
2:22:47	北海道電力芝田ですこの場合分けっていうのが外側、
2:22:52	に設置するというのと内側に設置するというふうな二通りを
2:22:56	設定、
2:22:58	予定したというふうの場合分けというふうな意図で記載させていただいてました。
2:23:10	それでは、おそらくこれ、されてるんだなと思ってはいるんだけど、
2:23:16	指摘事項って非常に単純に記載してるんで、そこは単純に返してもらわなきゃいけないところもあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:23	まず、どうしてるのかっていうと、例えば膨張ての影響を踏まえて、踏まえてっていうことは結局、
2:23:31	いや遮へい効果っていうかあれを踏まえて、それには影響ないというのが前回の説明ですよね。
2:23:38	その上で膨張ての外が優先する場合との場合分けを行った上で、
2:23:44	鳥羽与儀を同区行って、その上でメリットデメリットを整理して最終的にどうしましたかっていう話になると思うんだけど、
2:23:53	何かその部分の一連の流れがなくて、この
2:23:59	この分、
2:24:01	ページだけが、
2:24:03	3 ページだけが出てきて、結局、
2:24:06	3 ページ、最後に城教授、うじゅ本当に簡単に書いてないんだけど、
2:24:13	これ、ここまでの結論までの話が、
2:24:17	もう少ししっかり書かれた方がいいんじゃないかなと。
2:24:22	はい。北海道電力芝田です。
2:24:26	ご指摘理解しました。まず、回答のところで、どういう場合を設定してどういう場合、影響等がどうで、場合分けはどういうふうの場合分けして、
2:24:36	結論に持っていくっていうふうなところでそこを個票だけで論理の展開とかをしっかりと終える形では、
2:24:43	ごさいませんでしたのでその辺りミヤオさせていただこうかと思えます。
2:25:01	規制庁大塚です。先ほどの件で、
2:25:05	モニタリングポストなあなあは、
2:25:09	防潮てに近いって言うてもある程度距離が離れてたと思うんですけど、
2:25:16	海側によくモニタリングポス等、
2:25:20	包丁ての内側に置くとしたら、膨張とかどれくらいの距離が離れてるかっていうのは、どっかに書いてあるんですか。
2:25:28	何か。
2:25:29	極端に近い場合は、そもそも何か、
2:25:33	その設置場所として適切じゃないので、
2:25:37	それなりの距離は必要かなと思うんですけど。
2:25:41	北海道電力の鍋田です。少し資料探しません少々お待ちください。
2:26:07	他用力の二つ 60 条のですね 4、補足の比較表の 128 ページの方を少しご覧いただきたいと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:30	すいません 60 条補足の 128 ページでございます。
2:26:47	こちらですねまず、回答といたしましてはその距離については、パワーポイントの方ではすいません記載してございませんけれども、
2:26:55	江藤、今回、簡保考えたモニタリングポストの場所を変更するにあたって、
2:27:00	ちょっとこちらの資料も修正させていただいております、
2:27:04	形問題、可搬型モニタリングポストのレンジについてという資料を各社作ってございまして、
2:27:10	こちらでポツの上から、
2:27:14	5 行目のまず 250 メートルというのは、モニタリングポスト 7 の代替で設置する場合の、
2:27:21	細野響
2:27:22	でございまして、そこからさらにですね、同じパラグラフ下から 3 行目のところになりますけれども、
2:27:29	こちらが、
2:27:34	こちらが下間海側に設置する可搬型モニタリングポスト、参加者のうち一番近いものということで 220 メートル。
2:27:41	そういう距離で記載してございまして、これらの距離において
2:27:47	他社さんと同様にですね、府市船見の状況を考慮した場合の線量率がどれぐらいになるかという評価をしてございまして、そこで 128 ミリ、一番近いところで一番高いのが 128 ミリシーベルトパー。
2:28:02	ということで検討してございます。
2:28:05	衛藤。ちょっとこれさ、また説明の方してございませんでしたけれども、
2:28:11	今回報酬を設置したことに変更したことによりましてこの数値も変わってございまして、
2:28:17	あわせて可搬型モニタリングポストのレンジについても少し見直しをさせていただきますいております。
2:28:28	力、
2:28:29	芝田さんのご指摘あの防潮てに近すぎルーかどうかというふうなご指摘だと思っのでそのあたり先ほど言った通りの
2:28:36	図面、位置関係、示させていただきたいかと思ひます。
2:28:45	規制庁大塚です。承知しました。ちょっと今後確認させていただきます。何か、一般的 2 どれくらい近いと駄目とかっていう。
2:28:55	私が企画とかにあると思うので、そういう、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:59	企画に、
2:29:00	またちょっと、
2:29:02	設置場所を検討いただきたいんですけども、
2:29:08	概要電力鍋田でございます。もう少し規格等の方も確認した上で、説明しさせていただきたいと思います。
2:29:30	規制庁大塚です。続きましてパワポの4ページで、
2:29:38	人工芝を、
2:29:40	もしくはということなんですけど、
2:29:43	芝生って何かどういう効果があるんでしょうか。
2:29:46	引くことによって、
2:29:50	北海道電力の鍋田でございます。
2:29:52	そうですね芝生はですね、雨とかが降ってきた時に
2:29:56	コンクリートとこう
2:29:58	跳ね返りが強くなってしまったりかそういったものを抑制する効果と、
2:30:02	それから日射放射収支への影響としましてコンクリートと熱がこもってしまうような、
2:30:09	そういったものを防ぐために設置するという事で、なっていたかと思えます。
2:30:14	菊地でございます。
2:30:15	規制庁大塚です。承知しました。ありがとうございます。パブについて私からは以上です。
2:30:25	宮本ですけど、えーっとですね。
2:30:28	ちょっとさっき芝田さんが説明されてる、このパワポどう直すかをもう1回教えてもらっていいですか。
2:30:36	はい。パワーポイントですけども、指摘。
2:30:40	先ほど
2:30:42	おっしゃってた通りこの指摘はまず、膨張ての影響等を踏まえてっていうふうな、
2:30:50	可搬型の場所を
2:30:52	回答の4ページは、変更。
2:30:58	回答の場所をまず、
2:31:02	回答として場所を選定して妥当性を説明してるんですけども、この選定の場所をちょっと見直すというふうなことを考えてます。ただ妥当性として考えて、
2:31:14	考えなければならない。アクセスルート、または気象指針、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:19	等の妥当性を確認する事項は満たした場所を新たに選定するというふうなことを考えてございます。
2:31:31	富山ですけどちょっとね私よくわからなかったのは、5ページ見てもらった時に、今はついで可搬型、気象観測ところの、
2:31:41	黒三角のところね。
2:31:43	基本的にはこのこれが駄目だった場合には、この赤三角のところに持っていく。
2:31:50	というのが、今まで説明でね、それを初めからこの下の資料三角どこに持っていこうとしてるそういう説明粗相ではないのか、
2:31:59	久野松田でございます。そういう説明ではなくてですね、基本的にはこの
2:32:05	黒三角のところに持っていけたら持ってくというのがまず第1の矢です。続いてこの、今までのヒアリングの中で、
2:32:15	アクセスルート上にないよねっていうお話があって、いけない場合はどうするんですかっていうところが、今の資料上見えないと。
2:32:25	いうところもございまして、第2の候補地点として、今、今ちょっとこの三角くう資料三角ちょっと変えますけれども、変えさせていただこうと思ってますけれども、
2:32:36	その場所を明示して、資料上にもきちんと書くと、記載するというところでこちらの島根さんの方でも記載してございましたので、それを
2:32:45	参考にし、検討しているというところです。わかりました。この資料三角の場所がここじゃなくなる可能性があるってそういうこと言ってるんです。おっしゃる通り、北海道の小松です。おっしゃる通りでございます。ちょっと今
2:32:58	解消が出てきているというのが本音のところでございます、ちょっと位置変更が生じるかなというふうに思ってます。それで今、どこに持っていこうとしてるんだっけ。
2:33:07	今ちょっとは、はっきりここで1ポイント示せるわけではないんですけど、この資料三角のところの青線左側にずっと
2:33:19	カーブおっきなカーブとかもあると思うんですけど、わかりますかね。
2:33:22	そこの沿いにアクセスルートがそこになってございますので、そちら上で適当条件を満たす場所を今選定しようということで今検討しているところでございます。
2:33:38	はい、わかりました。
2:33:47	はいはい。それ、いつまで、いつまでに回答できんだっけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:52	北海道電力の松田でございます。
2:33:56	資料を次に出す時までにははっきりと決めて、お示しするということで今進めるつもりでございます。
2:34:03	はいはい、じゃあ、わかりました。はい私の方は以上です。
2:34:12	金城です 2 ページの比較の図なんですけど、
2:34:17	現行の行って、何か海側のモニタリングポスト海側モニタリングって書いてあって変更後は海側ナンバーワンツースリーて、
2:34:27	書いてるんですけどこれって何か理由あるんですか。
2:34:33	オーデリックの鍋田でございます。
2:34:35	この変更前の図 2 につきましては一応です。変更前のまとめ資料から持ってくるとこういう形になるということでそのままにしたんですけども、
2:34:45	一応、左から
2:34:48	Z 点付近ですとか 1 号取水付近という名称でもともとやっていたんですが、その場所も変わることによってちょっと名前も適切でなくなるということで今回合わせて変更させていただいた。
2:35:05	救急 z 転勤のジェット転記で何か、
2:35:10	ただ、そういう、
2:35:12	名称を使っていたっていう。
2:35:17	北海道電力の鍋田でございます。
2:35:19	はい、江藤名称といたしまして Z 点付近ということで、はい。
2:35:25	岸岡崎さん。了解しました。
2:35:34	規制庁の木本です 三瓶 G でパワポの 3 ページで、
2:35:40	ちょっと確認は、
2:35:44	何か迅速性みたいな、キャッチスルー時の、何なんですかね、はかれるときの迅速性みたいな。
2:35:54	わあ、
2:35:56	候補としてん中、
2:35:59	限られることがないってということで、もういいのかなとは思いつつ、
2:36:05	なんでしょう、事故対象への迅速性みたいななのってというのは特段、
2:36:13	明記する必要ないって感じですか。
2:36:19	北海道電力芝田です。アクセス性は明らかに有利というふうに考え、
2:36:27	次、計測して、速やかに何か何だろうな、手順の
2:36:35	判断に、なあ方向がわかったりするわけですよ。
2:36:40	方角がわかったりするから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:44	そういう意味で事故対象の檀天翔迅速な判断に、
2:36:50	資するみたいな観点はないんですか。
2:36:53	ご指摘とうし。北海道電気芝田です。ご指摘としてはより炉心に近いから検知が早まるっていう観点をおっしゃって、
2:37:02	これだけ。
2:37:07	北海道電力鍋田です。フルプルームが出てきてすぐ測れるっていう部分で、
2:37:14	メリットがあるというふうに考えているんですけども先ほどの
2:37:19	過去、前回の指摘、
2:37:22	審査会合でご説明させていただいた中でもうそこについては
2:37:26	若干外側に置いた場合でも若干遅れるが問題はないという論旨で説明させていただいておりますので、先ほどの
2:37:35	ミクロな部分でいうところに少し入ってくるかなとは思いますが、
2:37:40	あるものと考えてございます。
2:37:44	規制庁秋本です。わかりましたじゃあ、とりあえずは、理解はしているということで、あとは、この会合のときに、ちょっと一瞬なんですけど、
2:37:55	2ヶ所っていうキーワードもちょっと言ってみたんですけど、
2:38:00	ここって、臼井家が外側しか考えなかった感じでいいですか。
2:38:16	すいません
2:39:10	北海道電力芝田です継続性としてはやはりモニタリングポスト7を図れるというふうに我々考えていて、
2:39:18	ということであれば外側でも内側でも計測性にそれほど大きな差異がつかないというふうな基本認識がある中で優劣をつけようとしてるんで両側置くっていうことにはあまり
2:39:31	メリットがないっていうふうな整理を行えるかなってふうに
2:39:50	規制庁大塚です今から庁内打ち合わせしますので一旦中断します。
2:45:14	はい。
2:45:21	と打ち合わせの方終わりましたので、ヒアリングを再開しますが、もう議論する内容ありませんのでこれでヒアリングの方ありたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。